明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務七）　二
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（同八）　七
○住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通二）　一〇
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（国土交通一二）　一三

〔告　示〕

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和六年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（内閣府・文部科学・厚生労働・農林水産・国土交通一）　一六
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和元年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件の一部を改正する件（同二）　一七
○令和六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産三九〇）　一七
○令和六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三九一）　一四
○令和六年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三九二）　一五
○令和六年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同三九三）　一六
○令和六年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三九四）　一七
○令和六年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三九五）　一八
○令和六年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同三九六）　一九
○肥料を登録した件（同三九七）　二〇
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同三九八）　二〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二四

裁判所
破産、免責、再生関係　二七

特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　八一

地方公共団体
行旅死亡人関係　八四

会社その他
会社決算公告　八七

省　令

○法務省令第七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十八第一項及び第二項、第十九条の三十第二項並びに第十九条の三十五の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能所属機関による届出） **第十九条の十七**　法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 2　法第十九条の十八第一項の規定による届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日から十四日以内に、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。 ［3～5　略］ 6　法第十九条の十八第一項第四号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号。次条第二項第二号において「特定技能基準省令」という。）第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合 7　［略］	（特定技能所属機関による届出） **第十九条の十七**　法第十九条の十八第一項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第三の五の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 2　法第十九条の十八第一項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に定める事由が生じた日から十四日以内に、同項各号に定める事由が生じた旨及び前項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。 ［3～5　同上］ 6　［同上］ 7　［同上］
第十九条の十八　法第十九条の十八第二項第一号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号 三　届出に係る特定技能外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた期間、活動の場所及びこれに対する報酬 ［号を削る。］	**第十九条の十八**　［同上］ 一　［同上］ 二　届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号 三　届出に係る特定技能外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた日数、活動の場所及び従事した業務の内容 四　届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）として業務に従事した場合にあつては、派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先及び船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。）である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所
2　法第十九条の十八第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　次項に規定する届出の対象となる期間（以下この号において「対象期間」という。）内に受け入れていた特定技能外国人一人当たりの当該対象期間における平均した一月当たりの労働日数、対象期間内に受け入れていた特定技能外国人一人当たりの当該対象期間における平均した一月当たりの報酬その他の特定技能外国人の受入れの状況	2　［同上］ 一　特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつて比較対象者とした従業員（比較対象者とした従業員がいない場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）

二　特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることその他の特定技能基準省令第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを判断するために必要な事項

［号を削る。］

［号を削る。］

3　法第十九条の十八第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする特定技能所属機関が、毎年五月三十一日までに、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日までの期間内における同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、当該特定技能所属機関は、前項第二号に掲げる事項を明らかにする資料を当該書面と併せて提出しなければならない。

4　第十九条の十五第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

［項を削る。］

［項を削る。］

二　所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別

三　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の手続に係る状況

四　特定技能外国人の安全衛生に関する状況

五　特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳

3　法第十九条の十八第二項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。

4　前項の場合において、届出が法第十九条の十八第二項第二号に係るものであるときは、適合一号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。

5　法第十九条の十八第二項の届出は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に行わなければならない。

6　第十九条の十五第三項の規定は、第三項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

（支援業務の実施状況等の届出）

第十九条の二十四　法第十九条の三十第二項の規定による届出は、当該届出をしようとする登録支援機関（特定技能所属機関から契約により適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託されたものに限る。以下この項及び次条において同じ。）が、毎年五月三十一日までに、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの期間に係る同項に規定する事項を記載した書面を、当該届出に係る適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を当該登録支援機関に委託した特定技能所属機関を経由して、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2　法第十九条の三十第二項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号

二　［略］

［号を削る。］

3　第十九条の十五第三項の規定は、第一項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

（登録支援機関による報告）

第十九条の二十四の二　登録支援機関は、別表第三の六の上欄に掲げる場合に該当することとなつた日から十四日以内に、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を出入国在留管理庁長官に報告するものとする。

（支援業務の実施状況等の届出）

第十九条の二十四　法第十九条の三十第二項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

2　［同上］

一　特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号

二　［同上］

三　特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）

四　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況

［項を加える。］

［条を加える。］

2　前項の規定による報告は、当該報告をしようとする登録支援機関が、報告に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに同項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

3　第十九条の十五第三項の規定は、前項に規定する書面の提出をする場合について準用する。

（在留資格の変更）

第二十条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［一～四　略］

五　特定活動の在留資格への変更を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

［イ・ロ　略］

ハ　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）

ニ　ハに掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

［4～9　略］

（在留期間の更新）

第二十一条　［略］

2　前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の七の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［3～6　略］

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［略］

2　［略］

3　第一項の申出を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の七の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

［4～6　略］

第二十一条の四　［略］

2　［略］

3　第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項及び前項に定める手続」と、前条第三項中「別表第三の七」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4　［略］

（在留資格の変更）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［4～9　同上］

（在留期間の更新）

第二十一条　［同上］

2　前項の申請に当たつては、写真一葉並びに申請に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。ただし、地方出入国在留管理局長がその資料の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、この限りでない。

［3～6　同上］

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［同上］

2　［同上］

3　第一項の申出を受けた地方出入国在留管理局長は、必要があると認めるときは、当該外国人に対し、写真一葉並びに申出に係る別表第三の六の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通の提出を求めることができる。

［4～6　同上］

第二十一条の四　［同上］

2　［同上］

3　第十九条第三項、第二十条第四項、第二十条の二並びに前条第三項及び第五項の規定は、第一項の申出について準用する。この場合において、第十九条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び前項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項及び前項に定める手続」と、前条第三項中「別表第三の六」とあるのは「別表第三」と、前条第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項」と、「及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは「並びに第二十一条の四第三項において準用する第二十一条の三第三項に定める資料の提出及び第二十条第四項に定める手続」と読み替えるものとする。

4　［同上］

（在留資格の取得）

第二十四条　［略］

［1・2　略］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［一～四　略］

五　特定活動の在留資格の取得を希望する者で法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として次のいずれかの活動の指定を希望するもの

［イ・ロ　略］

ハ　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体との雇用契約に基づいて、本邦において情報通信技術を用いて当該団体の外国にある事業所における業務に従事する活動又は外国にある者に対し、情報通信技術を用いて役務を有償で提供し、若しくは物品等を販売等する活動（本邦に入国しなければ提供又は販売等できないものを除く。）

ニ　ハに掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

［4～7　略］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

［一～八の二　略］

八の三　第十九条の二十四の二の規定による報告

［九～十四　略］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第八号の三、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号から第一号の三まで、第四号、第八号の二又は第八号の三に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　［略］

［3～9　略］

別表第三の五（第十九条の十七関係）

一

場合	事項
特定技能雇用契約の変更をしたとき	［一・二　略］
特定技能雇用契約が終了したとき	［一・二　略］
新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき	［一・二　略］

二

場合	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき	［一・二　略］

三

場合	事項
法第二条の五第五項の契約の締結をしたとき	［一・二　略］
法第二条の五第五項の契約の変更をしたとき	［一・二　略］
法第二条の五第五項の契約が終了したとき	［一・二　略］

（在留資格の取得）

第二十四条　［同上］

［1・2　同上］

3　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［4～7　同上］

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［同上］

［一～八の二　同上］

［号を加える。］

［九～十四　同上］

2　電子情報処理組織を使用して前項第一号から第五号まで、第八号の二、第十三号及び第十四号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

一　前項第一号から第一号の三まで、第四号又は第八号の二に掲げる申請等を行おうとするもの　氏名、生年月日、性別及び国籍・地域（機関にあつては、名称及び所在地）

二　［同上］

［3～9　同上］

別表第三の五（第十九条の十七関係）

一

事由	事項
特定技能雇用契約の変更	［一・二　同上］
特定技能雇用契約の終了	［一・二　同上］
新たな特定技能雇用契約の締結	［一・二　同上］

二

事由	事項
一号特定技能外国人支援計画の変更	［一・二　同上］

三

事由	事項
法第二条の五第五項の契約の締結	［一・二　同上］
法第二条の五第五項の契約の変更	［一・二　同上］
法第二条の五第五項の契約の終了	［一・二　同上］

四

場合	事項
特定技能外国人の受入れが困難となつた場合	［一～三　略］
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第三の六において「特定技能基準省令」という。）第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合	一　特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 二　特定技能外国人の現状 三　当該事由を解消するための措置

別表第三の六（第十九条の二十四の二関係）

場合	事項
委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となつた場合	一　委託に係る適合一号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となつた事由並びにその発生時期及び原因 二　当該支援業務に係る特定技能外国人の現状 三　適合一号特定技能外国人支援計画に基づく一号特定技能外国人支援の継続のための措置
適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知つた場合	一　適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第二条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 二　当該特定技能所属機関に係る特定技能外国人の現状 三　当該事由を解消するための措置

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

［略］

別表第三の六（第二十一条、第二十一条の三関係）

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四

事由	事項
特定技能外国人の受入れ困難	［一～三　同上］
出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知	一　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 二　出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容 ［号を加える。］

［別表を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十九条の十八及び第十九条の二十四の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の十七第六項に規定する場合に該当することとなった場合における同条第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

○法務省令第八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　岐阜市　岡崎市　静岡市　津市　泉佐野市　和歌山市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市 五、〇八一円　四、九六四円　四、九三五円　四、八四六円　四、七八八円　四、六七〇円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　岐阜市　岡崎市　静岡市　津市　泉佐野市　和歌山市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市 四、八三一円　四、七二二円　四、六九五円　四、六一三円　四、五五八円　四、四四九円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市　上記以外の市町村 四、五八二円　四、四九四円	札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　北九州市　長崎市　上記以外の市町村 四、三六八円　四、二八六円
2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。	2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。
旭川市　帯広市　北見市　札幌市　釧路市　網走市　函館市　青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市 一八九円　一六七円　一六二円　一二七円	旭川市　帯広市　北見市　札幌市　釧路市　網走市　函館市　青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市 一七〇円　一五〇円　一四五円　一一五円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市	さいたま市　千葉市　国立市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、九六三円	五、八一八円	五、七八二円	五、六七三円	五、六〇〇円	五、四五五円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
五、三四六円	五、二三七円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
二三七円	二〇九円	二〇二円	一五九円

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市	さいたま市　千葉市　国立市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、六四七円	五、五一二円	五、四七八円	五、三七七円	五、三一〇円	五、一七五円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
五、〇七四円	四、九七三円

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市
二一二円	一八八円	一八一円	一四三円

（特例）

第七条　［略］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和六年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十六万八千四百四十五円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
六二六、五一七円	六〇六、一五六円	六〇一、〇六六円	五八五、七九四円	五七五、六一三円	五五五、二五二円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
五三九、九八一円	五二四、七一〇円

（特例）

第七条　［同上］

２　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和六年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十二万四千二百六十八円を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五七八、〇五八円	五五九、三一二円	五五四、六二六円	五四〇、五六六円	五三一、一九三円	五一二、四四六円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
四九八、三八七円	四八四、三二七円

３　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市 長野市 松本市	
三四、二九六円	三〇、三二九円	二九、二七九円	二三、〇九七円	

［４・５　略］

第七条の三　［略］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、許可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

小田原市　京都市	仙台市	新潟市　金沢市	上記以外の市町村	
五二二、三八〇円	五〇三、九五四円	四九〇、一三五円	四七六、三一五円	

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和六年四月一日から適用する。

２　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。

３　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市 北見市	札幌市　釧路市 網走市	函館市	青森市　盛岡市 秋田市 長野市 松本市	
三〇、七七三円	二七、二五〇円	二六、二九三円	二〇、七六四円	

［４・５　同上］

第七条の三　［同上］

２　前項において準用する第七条第二項に規定する委託事務費について、許可事業者が、令和六年度に新たに訪問支援職員を訪問支援施設に配置したときは、第七条第二項の額にかかわらず、当該訪問支援施設の所在地の区分に応じ、一人一月につき次の額を支弁する。

小田原市　京都市	仙台市	新潟市　金沢市	上記以外の市町村	
四八一、八八五円	四六四、九三二円	四五二、二一七円	四三九、五〇二円	

３　［同上］

○厚生労働省・国土交通省令第二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出） **第四条**　（略） ２　（略） ３　法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二　（略）	（届出） **第四条**　（略） ２　（略） ３　法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二　（略）
三　届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） 四～十三　（略） ４～７　（略）	三　届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） 四～十三　（略） ４～７　（略）

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（公営住宅法施行規則の一部改正）

第一条　公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収入申告の方法） **第七条**　（略） ２　入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができるとき、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。 一・二　（略）	（収入申告の方法） **第七条**　（略） ２　入居者は、当該入居者及び同居者の公営住宅法施行令（以下「令」という。）第一条第三号に規定する所得金額を証する書類のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する書類を、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならない。ただし、事業主体が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第二項の規定に基づく条例の規定によりこれらの書類（前項の規定により提出する書面を除く。）と同一の内容を含む特定個人情報（同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）を利用することができるとき、又は同法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類は、前項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示することを要しない。 一・二　（略）

（法人土地・建物基本調査規則の一部改正）

第二条　法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査事項等） **第六条**　法人土地・建物基本調査は、調査票により、前条第一号に掲げる法人にあつては第一号から第五号までに掲げる事項を、同条第二号に掲げる法人にあつては第一号、第六号及び第七号に掲げる事項を調査する。ただし、同条第一号に掲げる法人のうち、資本金、出資金若しくは基金の額が五億円以上の会社又は第四条の規定に基づいて定めた年及び期日前一年間において売買による所有権の移転の登記を行つた法人であつて国土交通大臣の定める方法により選定したものにあつては、次の各号に掲げる事項を調査する。 一　法人に関する事項 イ　名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） ロ～ト　（略） 二～七　（略） ２　（略）	（調査事項等） **第六条**　法人土地・建物基本調査は、調査票により、前条第一号に掲げる法人にあつては第一号から第五号までに掲げる事項を、同条第二号に掲げる法人にあつては第一号、第六号及び第七号に掲げる事項を調査する。ただし、同条第一号に掲げる法人のうち、資本金、出資金若しくは基金の額が五億円以上の会社又は第四条の規定に基づいて定めた年及び期日前一年間において売買による所有権の移転の登記を行つた法人であつて国土交通大臣の定める方法により選定したものにあつては、次の各号に掲げる事項を調査する。 一　法人に関する事項 イ　名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） ロ～ト　（略） 二～七　（略） ２　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 ２・３　（略）	（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。